

## 1 はじめに

本校は、豊田市の中山間部に位置し、全校生徒219名の小規模な学校である。全校生徒のうち約4割が旧東加茂郡の足助・旭・稲武などの中山間地域から通っている。

今回、3年生の現代社会の授業で消費者教育を設定した背景として、成年年齢の引下げがある。現在の3年生の大多数は2022年4月1日に19歳で一斉に成年を迎え、保護者の承諾なく契約が可能となる。その結果、若者の積極的な社会参加が期待される一方、新たに成年となる若者には、契約の知識や経験が少ないことなどから、消費者トラブルに遭いやすくなることが考えられる。

また、近年は、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて、例えば私たちの生活に密接した取組として「エシカル消費」に関心が高まっている。

そこで、この研究では「自立した消費者としての自覚を持ち、自ら判断するだけでなく周囲に啓発できるようになる」ということを目標とした。5時間の授業の中では、愛知県県民生活課の若年消費者教育（実践的授業）に係る講師派遣事業と連携して契約や成年年齢の引下げについて理解させるとともに、悪質商法の事例やエシカル消費などについて、様々な問いや実物資料を活用しながら生徒の思考を活性化しワークシートで考察させながら授業を進めた。

## 2 ねらい

自立した消費者として活躍し、より良い社会の有為な形成者となるため、悪質商法といった現代の消費者問題やエシカル消費を学ぶ中で、様々な見方や考え方があることを確認する。その上で、自立した消費者とは何か、今後どのように消費者として自覚を持って行動していけば良いかを考察し、今後の自らの生活に生かしていく。

## 3 題材

「『視点を変える問い』と『実物資料』を生かした消費者教育」

現代社会 2単位 3年生18名（男子7名 女子11名）

## 4 実践内容

### (1) 実態把握

授業を実施する前にアンケートを実施したところ、「契約をしたことがあるか」という問いに対して「ある」と答えた生徒と「ない」と答えた生徒が半分ずつとなった。さらに「いつの時点で契約成立となるか」について知っている生徒は9%しかおらず、契約についての知識が乏しいことが分かった。




さらに、成年年齢の引下げについても「いつから、何歳から成年年齢が引下げられるか知っているか」という問いに対して、72%の生徒が「知らない」という回答であった。

一方で、悪質商法に関する知識を発問で確認したところ、多くの悪質商法の名前が挙がり、多くの生徒が知識を持っていることが分かった。

### (2) 授業計画及び取組

上記(1)より、この研究の目標である「自立した消費者としての自覚を持ち、自ら判断するだけでなく周囲に啓発できるようになる」を達成するために、外部講師による授業や問いを工夫した授業、実

物資料を活用した授業が有用だと思われることから、以下の表の通り計画を策定した。

時限	展開	指導内容
1時限	若年消費者教育（実践的授業）に係る講師による、契約や成年年齢の引下げについての授業	伊藤千尋氏（愛知県県民生活課消費者教育コーディネーター）による、契約や成年年齢引下げについての講義を行う。消費者庁作成教材「社会への扉」を活用し、パワーポイント資料などを使いながら、分かりやすく学び、理解させる。また、アンケートを実施し、契約や様々な消費者問題の知識について確認させる。 
2時限	「視点を変える問い」を生かした授業	悪質商法に対して、「騙す側の心理」と「騙される側の心理」を見方・視点を変えて考え、悪質商法の手口について考察させ、ワークシートに記述させる。
3時限	若年消費者教育（実践的授業）に係る講師による、「悪質業者にまけんぞう！スゴロク」を活用した授業	伊藤千尋氏、鈴木栄子氏（愛知県消費生活総合センター消費生活主任相談員）による、「悪質業者にまけんぞう！スゴロク」を活用した授業に取り組む中で、「消費者心理」を考え、悪質商法の手口が実際にどのようなものか体験し、思考を深める。 
4時限	実物資料を生かした授業	環境に配慮した商品がどのようなものか確認し、「値段など以外に、消費者としてどのような視点で商品を選んだらよいか」「エシカル消費の意義は何か」などについて考察し、ワークシートに記述させる。 
5時限	まとめ	授業の振り返りとして、自分の考えをまとめ、グループ内で共有し、悪質商法やエシカル消費についても考えながら、「自立した消費者としてどのようにあるべきか」という問いを考察する。

### (3) 授業における工夫

#### ア 講師派遣の活用

今回の実践は、愛知県県民生活課の若年消費者教育（実践的授業）に係る講師派遣事業と連携しており、事前に講師と打ち合わせを行い、授業計画を立てた。その中で「消費者教育を実施するための生徒への効果的な実物資料を考察する」というテーマを決め、「どのような資料が効果的か」を検討したところ、講師より「悪質業者にまけんぞう！スゴロク」を提示された。このスゴロクは、NPO法人『C・キッズ・ネットワーク』が発行しているもので、高齢者が実際に悪質商法の手口などを学ぶために作られたものであるということであった。

このスゴロクを体験することで、この研究の「自立した消費者としての自覚を持ち、自ら判断するだけでなく周囲に啓発できるようになる」という目標を達成することが出来ると考え、活用することを決定した。

#### <具体的な実施内容>

- ・日 時：1回目 令和2年10月15日（木）2限（計画全体の1限目）  
2回目 令和2年10月23日（金）6限（計画全体の3限目）
- ・講 師：愛知県県民生活課 消費者教育コーディネーター 伊藤千尋氏  
愛知県消費生活総合センター 消費生活主任相談員 鈴木栄子氏（2回目のみ）
- ・テーマ：1回目 契約と成年年齢の引き下げ、悪質商法、SDGsについて  
2回目 スゴロクで学ぶ悪質商法
- ・資 料：消費者教育教材「社会への扉」  
NPO法人C・キッズ・ネットワーク発行「悪質業者にまけんぞう！スゴロク」
- ・内 容：1回目
  - 1 契約とは（商品を「買った」ことになるのはどのタイミング？など）
  - 2 成年年齢引き下げについて（いつから？どのように変わるのか？）
  - 3 悪質商法について（若年層に多い被害とは）
  - 4 SDGsについて（未来を担う消費者として）
  - 5 まとめ2回目
  - 1 スゴロクの実践を行う（どのような手口で騙されてしまうのか？）
  - 2 感想をまとめる

#### イ 「視点を変える問い」を生かした授業や実物資料を生かした授業の実施

今回の実践では「生徒に効果的な思考をさせる問い」と「実物資料を活用する」ということもテーマにした。講師との打ち合わせの中で「悪質商法において視点を変えて考えさせるような問いはどうか」「実際の商品を見てエシカル消費について考えさせるのはどうか」といったアドバイスがあり、全体計画の2限目に「視点を変える問い」を活用した授業を実施し、4限目に実物資料を生かした授業を実施することとなった。

#### <具体的な内容>

「視点を変える問い」では、悪質商法に対して「騙す側の心理」と「騙される側の心理」を見方・視点を変えて考えさせた。「自分が悪質商法を行うとしたら、どのような方法で騙すのか」「自分が悪質商法に騙されてしまったとしたら、どのような方法で騙されてしまうのか」という視点に立って考察させた。後述するワークシートを活用してまとめさせたところ、こちらの想定以上の反応があった。

実物資料を生かした授業では、実際の商品にどのような環境への配慮があるか、などについて確認し、ワークシートを活用し、エシカル消費への考えを深めることにした。

#### ウ ワークシートの活用

2限目と4限目には、生徒の思考をより深めるためにワークシートを活用した。（図1、図2）

このワークシートでは、生徒の実際の反応を文章記述の形で把握することが出来た。生徒の反応は

良く、悪質商法やエシカル消費についての考えを深めさせることが出来たと考えている。

現代社会 主題学習 消費者問題と消費者主権 ～「自立した消費者」になるために～

ワークシート1

第2回 悪質商法について考えよう

1 悪質商法にはどのようなものがあるだろうか？冊子や教科書・資料集を見て、書きだそう

--

2 悪質商法を1つ選び、どのような手口なのか調べてまとめよう。

調べる悪質商法・・・

どのような手口か？

--

3 視点を変えて考えよう

調べた悪質商法について、自分が騙すとしたら、どのように悪質商法を行うか？

--

悪質商法に騙される消費者はどのような心理で騙されてしまうのか？

--

3年 C組 番 氏名

現代社会 主題学習 消費者問題と消費者主権 ～「自立した消費者」になるために～

ワークシート2

第4回 エシカル消費について考えよう

1 エシカル消費とは何か、もう一度、冊子やプリント、スマートフォンなどで調べて確認しよう。

--

2 消費者として商品を選ぶ基準や、エシカル消費の意義について考えよう。

消費者として「商品を選ぶ（購入する）理由」は何かを考えよう

--

消費者として、エシカル消費を行うことの意義を考えよう

--

3年 C組 番 氏名

【図1】

【図2】

< 2時限【図1】のワークシート解答例 >

○騙す側の心理として

- ・【アポイントメントセールスをするなら】「騙せそうな人を狙って大量の電話やはがきの送付を行う」「懸賞によく応募する人を狙う」
- ・【マルチ商法をするなら】「最初は儲けさせて、勧誘を続けさせる」「後輩など、自分より低い立場の人をターゲットにして断りにくくする」

○騙される側の心理として

- ・契約するまで帰らせてもらえない状況に追い込まれ、面倒に感じたりして契約してしまう
- ・マイナスの情報を聞いて不安になる
- ・『今だけ』『当選した』などの言葉で舞い上がってしまう

< 4時限【図2】のワークシート解答例 >

○消費者として商品選択をどのようにするか？

- ・値段が安く、長く使えるものを選ぶ
- ・環境のためにエコ商品を選びたい
- ・普段は安いものがよいが、お金に余裕があればフェアトレード商品などを購入したい

○エシカル消費を行う意義は何か？

- ・貧困で困っている人々を救う手助けになる

- ・地球環境への配慮になる
- ・世界で抱えている問題を解決に導く一端を担うことができる

## 5 生徒の感想

- ・普段知ることのできない、契約の話やSDGs、エシカル消費について詳しく知ることができた。契約は複雑なので気を付けたい。
- ・自分はまだ未成年で取り消しができるが、2022年からは成人となり、取り消しが出来なくなることが分かったので、契約を慎重に考え、決断したい。
- ・話を聞いて、これから生きていくために重要な内容であると感じた。
- ・悪質商法に遭ってしまったら、とにかく周囲に相談をしたり、消費生活センターに電話して、対策を取りたいと思う。被害を防ぐためにも、自分がしっかりと断ることが大事で、クーリングオフの仕組みなどをきちんと理解して、被害に遭わないようにしたいです。また、自分の周りで被害にあいそうな人がいたら「騙されているんじゃない？」と伝えていきたい。
- ・物を買うときには、利用規約などの契約内容をしっかり見て、騙されないように正しい判断をしっかりと出来るようにしたい。普段自分が物を買う際には、地球環境に配慮した商品やフェアトレード商品を選ぶなどして、身近なところから気をつけていきたい。何かトラブルにあってしまったら、怪しいと思った時には一人で悩まず、信頼できる大人や、188（消費生活センター）に電話するなどして、授業で学んだことを生かしていきたい。

## 6 成果

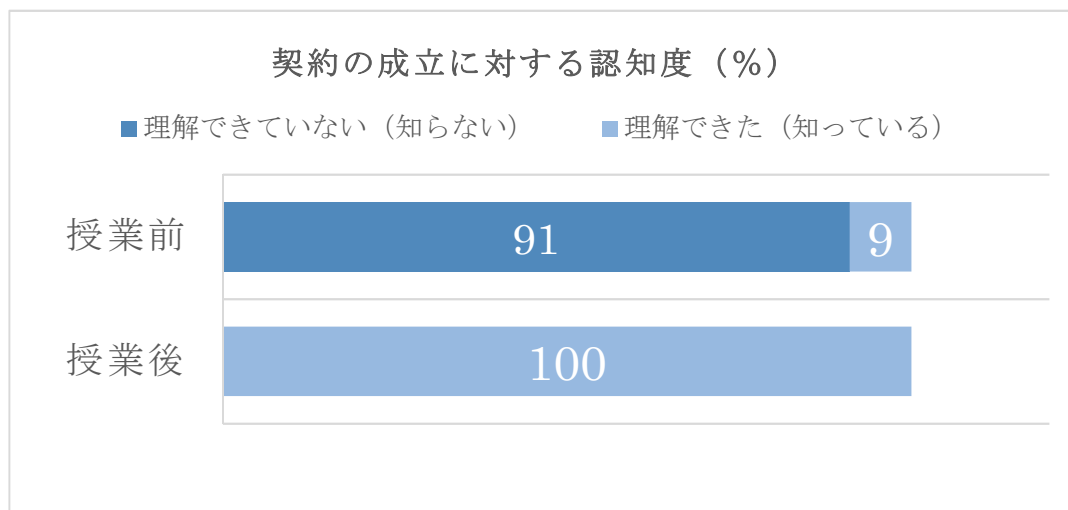
この授業実践により、生徒に対しては「契約」「成年年齢の引下げ」「消費者トラブルの際にどこへ相談するか」「悪質商法について」「環境に配慮した消費への取組」など様々な消費者問題を理解させることが出来たと考えている。

特に、「契約の成立に対する認知度」と「成年年齢の引下げ時期についての認知度」についてはほとんどの生徒に事前知識が無く、今回の講師による授業で初めて知る生徒もいたが、授業を実施した後は全員がこの問題について理解することが出来たことは大きな成果であると言える。（図3、図4）

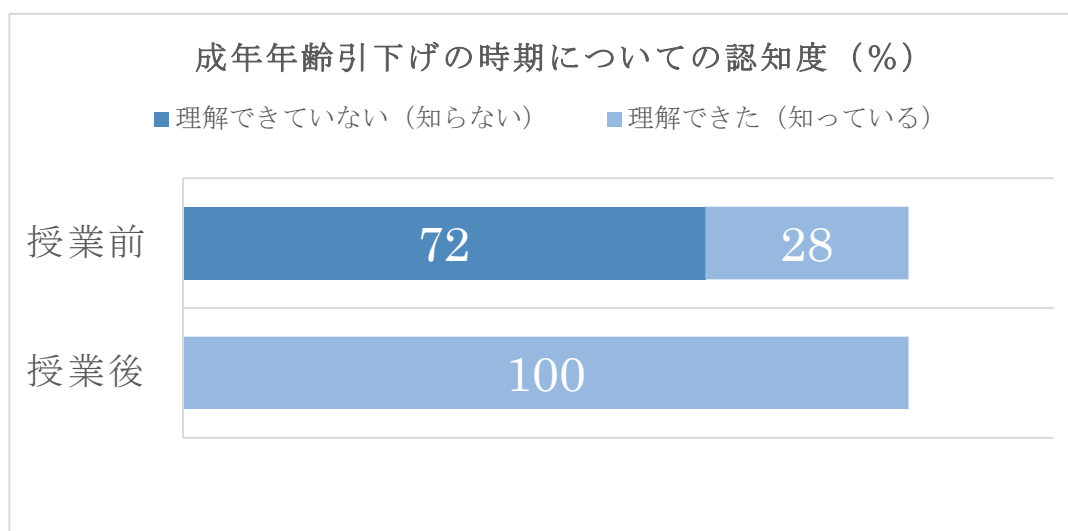
また、「悪質業者にまけんぞう！スゴロク」に取り組む中で、実際の悪質商法の手口を楽しみながら確認することが出来た。生徒の反応は非常に良く、その後行った悪質商法に対する啓発方法についての記述では多くの生徒が悪質商法の啓発について、スゴロクの実践から考えたことを記述出来た。今後、中山間地域で高齢化や過疎化が進む中で、地域を担う若者が悪質商法に対する知識を持つことが、高齢者の被害を事前に防ぐためにも重要であるということ、今回の授業で強く感じた。

最後のまとめのワークシートでは、「物を買うときは利用規約などの契約内容をしっかり見たり、騙されないように正しい判断をしたい。地球環境に配慮した商品やフェアトレード商品などを選ぶ機会があれば、選択する判断も持っていたい。周囲にも伝えていきたい。」という意見が、似たようなものも含めて複数名の生徒から出ており、今回の授業実践の目標である「自立した消費者としての自覚を持ち、自ら判断するだけでなく周囲に啓発できるようになる」ということを達成することが出来たと考えている。

【図3】



【図4】



## 7 今後の課題

今回の授業実践では、3年生の現代社会で消費者教育を行った。しかし、2022年からの成年年齢の引下げにおいては、現在の高校1年生から在学中に段階的に成年を迎えることになる。そのため、1年生に対しても同様に「契約の成立」「成年年齢の引下げ」「消費者トラブルの際にどこへ相談するか」などについてのアンケートを行ったところ、大多数の生徒にその知識がないことが分かった。

このことから、今後は高校入学後の早い段階から、今回のような外部講師と連携した授業や問いを工夫した授業、実物資料を生かした授業を行うとともに、ICTなども活用し、繰り返し消費者教育を行うことで、生徒が消費トラブルに巻き込まれることを防ぐようにしていきたいと考えている。

さらには、地域の特性を生かし、エシカル消費の普及啓発を図るために家庭科と連携するなど、教科横断型授業の実施を模索していきたい。

## 8 おわりに


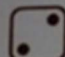
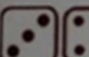


消費者教育というテーマで、外部講師の方を招いて授業実践をしていく中で、自分自身も消費者問題について多くのことを知ることが出来た。特に「成年年齢の引下げ」についてはすぐ目の前に迫った事

であり、在学中の生徒が消費者トラブルに巻き込まれてしまう可能性も大いに考えられる。今後は公民科の教員だけでなく、全教員がこの状況を共有する必要があると感じた。さらに、愛知県消費生活総合センターなどの専門機関とも連携し、学校内でも啓発を行っていきたいと考えている。

また、本校では地域との連携を重視しており、地域の高齢者に対する悪質商法への啓発活動や、環境に配慮した消費行動などについても発信することが出来るような消費者教育を今後は実践していきたい。

【参考 「悪質業者にまけんぞう！スゴロク」のカードの一例】



	無料なら点検してもらおう。
	修理は知り合いの業者に頼むと言って断った。
	窓越しにセールスマンが来たのが見えたので居留守を使った。
	タダだからと隣の人にも教えてあげた。
	ついでに屋根も見てもらった。